

（５）公益財団法人鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書

１ 職員給与の状況（令和６年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	21,375 千円	4,505 千円	8,718 千円	34,598 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和７年４月１日現在）

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
232,183 円	330,991 円	46 歳

（注）１ 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３ 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		初 任 給	備 考
国際交流推進員職	大学卒	220,300 円	県の規定に準ずる 行政職給料表 1 級25号給
	高校卒	194,800 円	県の規定に準ずる 行政職給料表 1 級 9 号給

４ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		経験年数					備考
		5 年	10年	20年	30年		
国際交流推進員職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円		
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円		

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）			
区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （事務局長、事務局次長、総括マネージャーは県の規定に準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.215 月分 (1.250)	0.770 月分 (0.925)
	12月期	1.215 月分 (1.250)	0.770 月分 (0.925)
	計	2.430 月分 (2.500)	1.540 月分 (1.850)
（注）（ ）内の数値は、事務局長、事務局次長、総括マネージャーの支給割合 ただし、事務局長、総括マネージャーは勤勉手当のみの支給			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和6年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
8,717,816 円		10 人	871,782 円
退職手当 （県の規定に準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無			
〔令和6年度実績〕			
支給実績なし			
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	〔令和6年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	2,594,969 円	10 人	259,497 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	職務の級に応じて定額を支給 〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	制度なし	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の 2 分の 1 相当額
		〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 23,500 円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計 (上限 150,000 円) にエの額を加算した金額	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担 している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める職員に支給 (1月当たり1,000円を上限とする。) (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,345,960 円	8 人	14,020 円
管理職員 特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時又は緊急の業務で週休日に勤務した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給 〔令和6年度実績〕 支給実績なし		

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
副理事長	無報酬	なし	
常務理事	290,700 円	6月期 2.175 月分 12月期 2.175 月分	その他、通勤手当を支給
非常勤評議員	出席を依頼する会議1回につき日額 3,000円	なし	その他、旅費を支給
非常勤理事			
非常勤監事			

※評議員に対して各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

※理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

〔令和6年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,652,640 円	1 人	387,720 円

②非常勤役員(理事長)

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,200,000 円	1 人	100,000 円

③非常勤役員（理事・監事、評議員）

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
99,000 円	33 人	250 円

7 給与制度の変更			
(1) 変更内容			
区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表を基に改正		県の制度に準じた改正
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	大卒 220,300円 高卒 194,800円	大卒 196,200円 高卒 170,900円	県の制度に準じた改正
期末手当 （事務局次長）	6月 1.250月分 12月 1.250月分	6月 1.225月分 12月 1.275月分	県の制度に準じた改正
勤勉手当 （事務局長、事務局次長、総括マネージャー）	6月 0.925月分 12月 0.925月分	6月 0.875月分 12月 0.975月分	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額 ア 交通機関等利用者略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算 エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	ア 交通機関等利用者略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額（1月当たり2万円を限度）） エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	県の制度に準じた改正
役員報酬等 （常務理事）	報酬月額 290,700円 期末手当 6月 2.175月分 12月 2.175月分	報酬月額 287,200円 期末手当 6月 2.100月分 12月 2.100月分	鳥取県退職者の再雇用にかかるガイドラインを踏まえ、鳥取県の定年前再任用短時間勤務職員の報酬水準に合わせた改正
(2) 適用日 令和7年4月1日			